

陸善経「文選注」について

森野繁夫

「文選集注」には、李善注、鈔、音決、五家注、陸善経注の諸注が収められているが、このうち李善注、鈔、五家注については、既に「文選李善注について」（「日本中国学会報」第三二集）、「文選集注所引「鈔」について」（「日本中国学会報」第二九集）、「五臣注文選について」（「中国中世文学研究」第一七号）において解説を加えたので、このたびは「陸善経注」を取り上げ、その作者、作成の過程、内容の特徴などについて、左の順序で述べる。

一、陸善経の人と事蹟

- 1、経歴
- 2、業績
- 二、「文選」注について
- 三、集注本所引「陸善経文選注」について
 - 1、集注本における「陸善経注」
 - 2、「陸善経注」の施注形式

3、「陸善経注」の内容について

一、陸善経の人と事蹟

1、経歴

陸善経の事蹟については、既に新美寛「陸善経の事蹟について」（「支那学」第九卷第一号）に述べられているので、それによりながらまとめてみると次のようなことになろう。

その生卒年は正確にはわからない。しかし集賢院において、いわゆる開元の集賢十八学士らとともに「唐国史」開元礼」「大唐六典」「御刊定礼記月令注」の編纂・注解に従事し、また「文選注」に力を注いだのが、中頃から天宝の初めに至る十数年間のことであるから、この時期を中心にして其の前後が、彼の働き盛りの時期であったとして

よからう。

その官職については、河南府の倉曹參軍と集賢院直学士という二つが知られるだけである。以下、彼の官歴に関する記録を見てみることにする。

先ず、「玉海」巻五六に引かれている「集賢注記」には、次のようにある。

開元十九年三月、蕭嵩奏、王智明、李元成、陳居、注

「文選」。先是馮光震、奉勅入院、校「文選」。上疏、以

李善旧注不精、請改注。從之。光震自注得數卷。嵩以

先代旧業、欲就其功、奏智明等助之。明年五月、令智

明、元成、陸善經、專注「文選」、事竟不就。

開元十九年に蕭嵩（昭明太子六世の孫）は、「文選」注を作ることを上奏し、次の年の五月に、王智明、李元成、陸善經らに作業を始めさせたという。おそらく陸善經は此の時に集賢院に入ったのであろう。

次に「大唐新語」巻九には次のような記録がある。

開元十年、玄宗詔書院、撰六典以進。時張説為麗正学

士。以其事委徐堅。沈吟歲餘、謂人曰「堅承乏已曾七

度、修書有憑准、皆似不難。唯六典、歷年措思、未知

所從」説又令学士母嬰等、檢前史職官、以今式分入六

司、以今朝六典、象周官之制、然用功艱難、綿歷數載。

其後、張九齡委陸善經、李林甫委苑咸、至二十六年、

始奏上。百寮陳賀、迄今行之。

開元十年（七二二）に玄宗から集賢院に、「六典」を撰ずるように詔があり、張説は徐堅にそのことを委任した。しかし徐堅はあまりの難しさに、一年餘りで投げだした。張説はそこで母嬰にその仕事をさせたが、数年かかってもできなかつた。その後、張九齡は陸善經に、李林甫は苑咸にそれを委任して、開元二十六年（七三八）になってようやく完成したという。

この記事によれば陸善經は、開元二十六年より少し前に、集賢院で「大唐六典」編纂の仕事に従事している。

「集賢注記」の記事によれば、陸善經は開元二十年五月に「文選」注の作業を始めたわけであるが、間もなく李林甫の命によって「六典」編纂の方へ配置換えとなったようである。その時期は、「文選」注の仕事が始まって、一・二年後のことであろうか。

その後の陸善經については、李林甫の「進御刊定札記月令注表」によって、推測することができる。

……乃命集賢院学士・尚書左僕射兼右相・吏部尚書李林甫、門下侍郎陳希烈、中書侍郎徐安貞、直学士・起居舍人劉光謙、宣城司馬齊光、河南府倉曹參軍陸善經、修撰官家令寺丞・兼知太史監事史元晏、待制官安定郡別駕梁令瓚等、為之注解。……

（「全唐文」三四五）

これは「御刊定札記月令」の注解に、河南府の倉曹參軍で

あつた陸善経が参加したことを証する記録である。このとき陸善経は、河南府倉曹参軍から集賢院勤務に転じたのであろう。つまり陸善経は、集賢院から地方へ出て、再び集賢院に入ったようである。

この進表には年月が記されていないため。陸善経が此の官にあつた時期はわからないが、李林甫、陳希烈、徐安定らに関する新・旧「唐書」の記録から、この進表が記されたのは天宝元年八月以降、五・六年以前の間であることが推定される。

以上の資料、及び「2、業績」の所で触れる資料から知られる、開元末から天宝初にかけての陸善経の動きをまとめてみると、次のようになろう。

開元十八・九年

集賢院での韋述の国史編纂事業に参加。

十九・二十年

集賢院での「開元札」の編纂に参加。

二十年五月

集賢院で「文選」注作成の作業に参加。

二十一・二年

集賢院で「六典」編纂の作業に参加。

二十六年

「六典」完成。
河南府の倉曹参軍。

開元末年

集賢院で「御刊定礼記月令」

注解作成に参加。

開元十八・九年（七三〇・三一）に集賢院に入り、二十六年（七三八）の頃まで院での仕事に従事。その後、開元末に河南府の倉曹参軍として外に出たが、天宝の初め頃に、再び集賢院に入ったというのが、陸善経の主な経歴のようである。

2、業績

陸善経の著述は次の如くである。

中国の書目に見えるものとしては、「孟子注七卷」があるだけである。すなわち、「新唐書」芸文志・儒家類に、

陸善経孟子注七卷

「崇文總目」に、

孟子七卷 陸善経注

善経唐人。以軻書初為七篇、因刪去趙岐章旨与其注之繁重者、復為七篇云。

ところが「日本国見在書目録」には、次のように多くの著作が収録されている。

易家 「周易」八卷 陸善経注

尚書家 「古文尚書」十卷 陸善経注

詩家 「周詩」十卷 陸善経注

礼家 「三礼」三十卷 陸善経注

春秋家 【春秋三伝】三十 陸善経注

論語家 【論語】六卷 陸善経注

儒家 【孟子】七 陸善経注

道家 【列子】八 陸善経注

これらのうち佚文が存在している「孟子注」の他は、全く滅びてしまっていて、その内容を知ることができない。

以上は書目に記されている著作であるが、更に陸善経が集賢院において参加した編纂事業として、次のようなものがある。

【唐国史】

史館旧有令狐德棻所撰「国史」及「唐書」。皆為紀伝之体。令狐断至貞観、牛鳳及迄于永淳。及吳長垣在史職、又別撰「唐書」一百一十卷。下至開元之初、韋述綴緝二部、益以垂拱後事、別欲勒成紀伝之書。蕭令嵩欲早就、奏賈登・李銳・太常博士緒思光助之、又奏陸善経・梁令瓚入院。歳餘不就。張始興為相、薦起居舍人李融、專司其事。諫議尹惜入館為史官、未施功而罷。

（「玉海」卷四六引「集賢注記」）

韋述は、開元十八年に史官のことを司っている。（「旧唐書」韋述伝）

【開元礼】一百五十卷

開元中、通事舍人王岳請改礼記、附唐制度。張説引岳、就集賢書院詳議。説奏「礼記漢代旧文、不可更。請脩

貞観永徽五礼、為開元礼」。命賈登・張烜・施敬本・李銳・王仲丘・陸善経・洪孝昌撰緝、蕭嵩總之。

（「新唐書」芸文志、儀注類）

【開元礼】は、開元十四年に編纂に着手され、同二十年九月に完成している。（「旧唐書」玄宗紀、礼儀志）

【大唐六典】三十卷

開元十年、起居舍人陸堅、被詔集賢院修六典。玄宗手写六條、曰「理典・教典・礼典・政典・刑典・事典」。張説知院、委徐堅。経歳無規制。乃命母曷・余欵・咸廩業・孫季良・韋述参撰。始以令式象周礼六官為制。蕭嵩知院、加劉鄭蘭、蕭晟・盧若虚。張九齡知院、加陸善経。李林甫代九齡、加苑咸。二十六年書成。

（「新唐書」芸文志、職官類）

【大唐六典】の編纂については「大唐新語」にも記載があるが、既に挙げたので、ここでは省略する。

【御刊定礼記月令注】一卷

集賢院学士李林甫・陳希烈・徐安貞、直学士劉光謙・齊光又・陸善経、脩撰官史玄晏、待制官梁令瓚等注解。自第五易為第一。

（「新唐書」芸文志、礼類）

此の書については、李林甫に「進御刊定礼記月令表」があるが、既に挙げたので、ここでは省略する。

【古今同姓名録続脩】

梁孝元帝撰。是書見於「梁書」本伝、及「隋書」經籍志者、皆作一卷。唐陸善経、続而広之。故「讀書志」「書録解題」皆作三卷。其本皆不伝。此本為「永樂大典」所載、又元人葉森所増補者也。雖輾轉附益、已非其旧。然幸其体例分明、不相淆雜。凡善経及森所綴入者、皆一一標註、尚可考見元帝之原本。則類事之書、莫古於是編矣。云々（「四庫提要」類書類）

梁の元帝が撰したものを、陸善経が「続けて広め」た、つまり増補したもののようである。

【文選注】

既に挙げた「集賢注記」（「玉海」卷五六引）の記事にあるように、陸善経は開元二十年五月から集賢院における作業に従事しているが、注は完成しなかつたという。しかし、陸善経は其の後も独力で作業を続けて注を完成した。詳しいことについては、後でまた触れることにする。

【字林】

希麟「統一切経音義」や「広韻」などに引かれて残っているのみであるが、呂忱「字林」の遺漏を補ったものものようである。

【史記注】

古鈔本・史記抄・古板本の書き入れの中に、「陸云」「決云」と標記されたものが百餘条の多きにわたって存在しており、それは陸善経の史記説を伝えるものであらうと考え

られる。すなわち「陸云」の「陸」は陸善経、「決云」の「決」は陸善経の著作である「史記決疑」のことであらう。（「史記会注考証校補」八、「史記之文献学的研究」第四節、陸善経史記注逸文）

二、「文選注」について

陸善経の「文選注」については、中国の著録に記されていないし、また「日本国見在書目録」にも記録されていない。しかしそれは「文選集注」のなかに、李善注、鈔、音決、五臣注とともに収録されている。

陸善経が「文選」に注を施したことについては、既に引いた韋述の「集賢注記」（「玉海」卷五六引）によって知ることが出来る。すなわち、

開元十九年三月に、蕭嵩（昭明太子の六世の孫）は、王智明・李元成・陳居に「文選」に注をつけさせたいと奏上した。これより先に馮光震は、勅を奉じて集賢院に入り、「文選」を校訂したが、「李善の旧注は精密でないから改めて注をしたい」と上疏して許可され、光震は自分で注を作り数巻を仕上げた。嵩は「文選」が先祖の旧業であるために、その注を完成したく思い、智明らを補助にすることを奏上した。こうして明年の五月、智明・元成・陸善経を「文選」専属としたが、

事は完成しなかった。

蕭嵩総裁のもとに、開元二十年五月から王智明・李元成・陸善経が協同して「文選」注の作業が開始されたが、それは完成しなかったという。

このことは「大唐新語」卷九、著述第十八にも、次のように記されている。

開元中、中書令の蕭嵩は、「文選」は是れ先代の旧業なるを以て、之を注釈せんと欲し、奏して左補闕王智明・金吾衛佐李玄成・進士陳居らをして「文選」に注せしめんと請ふ。是れより先、東宮衛佐馮光震は、院に入りて「文選」を校し、兼ねて復た注釈す。蹲鴟を解して云ふ「今の芋子。即ち是れ毛を着けし蘿蔔なり」と。院中の学士向挺之、蕭嵩は、掌を撫して大笑す。智明らは學術の深きに非ざれば、素より修撰の芸無し。其の後、或いは遷りて、功は竟に成らず。

陸善経の名は記されていないが、ここでは省略されているのであろう。

さて、蕭嵩の「文選」注の事業は、なぜ完成しなかったのか。その理由としては、それまで集賢院を司っていた蕭嵩に代わって（開元二十一年か二十二年に）張九齡が就任し、当面の大事業である「六典」編纂の担当として陸善経を抜擢したことが考えられる。「六典」の編纂事業に陸善経が加わったことは、既に述べた。すなわち「六典」の編

纂は、開元十年の玄宗の勅命によって始められたが、拠るべき資料が無いために仕事はなかなかはかどらなかつた。

後に張九齡が蕭嵩に代わって集賢院を総裁すると、陸善経を「文選」担当から「六典」担当に配置換えし、かくて開元二十六年（七三八）にそれを完成したという。恐らく陸善経を引き抜かれた「文選」担当班は作業が進まず、その結果、「文選」注は未完成に終わったものと考えられる。

しかし、「六典」の仕事が完成したのちに、陸善経は「文選」の注を再開し、やがてそれを独力で仕上げたものと思われる。その完成の時期については、新美寛氏の論文に次のように記されている。

尚、残存せる（陸善経）注のうちに、其の完成の時期・撰修の経過を暗示する若干の資料がある。

卷第九、吳都賦「起寢廟於武昌、作離宮於建業」注に、武昌、属江夏。建業、今江寧。

とあり、「旧唐書」地理志、江南西道鄂州の條に、

隋江夏郡、武徳四年、改為鄂州。天寶元年、改為江夏郡。乾元元年、復為鄂州。

とある。

又た卷百十六、王仲宝「楮淵碑文」の「封零県開国伯」注に、

零都、今属南安也。

とあり、同じく「旧唐書」地理志の江南西道虔州の條に、

武徳五年、置慶州。天寶元年、改爲南康郡。乾元元年、復爲慶州。

とある。

この二條を「地理志」と参照してみるに、両郡（江夏・南康）県（武昌・零都）の隸屬關係は、その名稱の存する期間が共に天寶元年より乾元元年の間にあることを確かめうるのであるから、これによって此の注の完成時期を、ほぼ推定することが出来ようと思ふ。又た卷九に此の年代の名稱が用いられていることは、注が必ずしも本文卷第一から順次完成されたものでなく、任意の卷から分担して始められたものでないかを思はしめる。

すなわち新美氏は、陸善経の「文選注」は遅くとも天寶中には完成していたであろうと推測しておられる。

以上の考察に従って此の「文選注」の撰修過程をまとめると、

*開元十九年三月 集賢院において改注の事業を開始。

*開元二十年五月 王智明・李元成・陸善経らが分担して進める。

*開元二十一・二年 陸善経、「六典」編纂事業の方へ配置換。そのため「文選注」の作業は一頓挫。陸善経が独力で作業を継続。

*天寶中

ということになろう。

完成。

三、集注本所引「陸善経文選注」について

陸善経の人と事蹟、及び「文選陸善経注」について、そのあらましを見てきたが、以下、「文選」集注本に引かれている「陸善経注」について、それがどのような特徴を持つ「文選注」であったのか調べてみることにする。

1、集注本における「陸善経注」

集注本において「陸善経注」はどのような引用の仕方がされているのか、先ずその点から見ると、

文選正文——李善注——鈔——音決——五臣注——陸善経注——今案

という順序で並べられている。

それぞれの注が作られた時期は、なかには推定のものもあるが、

「李善注」：唐の顯慶三年（六五八）に完成。

「鈔」：顯慶年間を中心とする高宗の時代（六四九―六八三）には、注釈書としての体裁を持ったものになっていた。

「音決」：公孫羅撰とすれば、「鈔」の後、五家注以前となる。

「五臣注」：開元六年（七一八）に完成。

「陸善経注」：天宝中（七四二―七五六）には完成していたであろう。

「今案」：集注本文選の編者。

のようになるから、集注本における諸注の順序は、それが作られた順序にしたがって並べられていることがわかる。ここで具体的な例を挙げてみよう。

集注本文選卷第六十八、曹植「七啓一首」

「此寧子商歌之秋、而呂望所以投綸而逝也。」

李善曰、淮南子曰、寧邀商歌車下、而桓公慨然而

悟。秋猶時也。史記、朱亥謂魏公子曰、此是臣

効命之秋也。尚書中候曰、王至礪磳之水、呂尚

釣崖下。趨拜尚、立變名曰望。

鈔曰、綸、釣網也。寧戚、李音束。

音決、綸、倫也。

張銑曰、寧戚為商歌、以干齊桓公。呂望釣於渭之

陽。周文王載之以歸也。

陸善経曰、百穀秋成、故凡事會合、則言秋。投綸

而逝歸於周也。

今案、鈔、無所以兩字。

勿論、集注本（現存しているのは、全百二十巻の約五分の

一、二十数巻であるが）の全体において全てこのようであるというのではなく、時には五家注が無く、また時には陸善経注が無い場合もある。それは其の句、或は語についての五家注、陸善経注が、もともと無かった場合があるかも知れないが、しかしまた、それは最初は有ったけれども、その前に置かれていた李善注などにおいて既にその事については注がなされていたために、集注本の編者が省略した、ということも考えられる。

なお、集注本（現存する巻についてであるが）では、「鈔」「五家注」の欠けている巻がある。すなわち「鈔」については、

巻五六。

巻六一上の後半。

巻六一下。

巻六三。（離騷経・招魂・招隠詩）

巻六六。

などの巻々において欠けている。その事について、巻六一上「江文通・雜体詩三十首」の「今案」には、「以後十三首、鈔脱」とあり、巻六三「離騷経一首」には、「此篇、至招隠篇、鈔脱也」とある。（其の他の、巻五六、巻六一下、巻六六の「今案」には、何故かわからないが鈔の脱落については触れていない。）すなわち、集注本編者の使用した「鈔」には、已に欠けている巻が存在していたことが、

これらのことによつて知られる。

また「五家注」は、卷六三「離騷經」の注が無い。「今案」には、「此篇至招隱篇、鈔脱也。五家有目、而無書」(此の篇より招隱篇に至るまで、五家本は目次は有るのだけれども、その文章が無い)のように記されている。しかし、もし使用している五家注本に「離騷經」から「招隱」に至る部分が脱しているのであれば、その部分は別の五家注本を使えばよいと思うのであるが、どういう理由があつたのかわからないけれども、そうしていない。他の五家注本が其の時は無かつたのか、それとも、有つても、編者には他の五家注本を使うつもりが無かつたのであろうか。

このように「鈔」「五家注」については、脱している卷があるが、「陸善経」と「音決」は、(勿論、残されている二十数卷についてであるが)全ての卷に用いられている。

2、「陸善経注」の施注形式

「文選」注には「李善注」のように、その語句と同じ用例を古い作品の中から探してきて引証とするだけで、語句の意味や文意を説明することがほとんど無いものと、また「鈔」のように、「李善注」の補足を考えながら古書からの引證を行うと同時に、語句や文の意味を詳細に解説するものもある。「五家注」は「鈔」の方法に従っているが、

「李善注」式の引書方式は稀にしか用いない。

それでは「陸善経注」はどうであつたか、というと、後者つまり「鈔」「五家注」に類する「文選」注である。少し例を挙げてみよう。

○卷第五十九上、雜詩二首 陶淵明

「此還有真意、欲辨已忘言」

李善曰、「楚詞」曰「狐死必首丘、夫人孰能反其真情」。王逸曰「真情、本心也」。「莊子」曰「言者所以在意也。得意而忘言」

鈔曰、真、謂道之本也。鳥日晚還山。是帰栖集息其勞倦。故言有真意也。我今欲辨此得理之意、意以辨之、故忘言。

李周翰曰、我欲言此真意、吾亦自入真意也。故遺忘其言而無言矣。

陸善経曰、欲辨其意、即与理会。故忘言也。

「李善注」は、「真意」と「忘言」の用例を挙げるだけであるが、「鈔」「五家(李周翰)注」は、「真意」「忘言」の意味について解説し、「陸善経注」は「忘言」について解説する。

○卷第五十九上、「田南樹園激流殖椶」一首 謝靈運

「賞心不可忘、妙善冀能同」

李善曰、「莊子」顔成子遊謂東郭子綦曰、自吾聞子之

言也、八年而不知死、不知生。九年大妙。「郭象」

曰、妙善同故無往而不冥也。

鈔曰、言妙善冀同於古賢也。賞心、謂求羊也。

李周翰曰、賞心之樂不可忘者、則妙善之道、所望同於古人者。

陸善経曰、「新論」云、賢聖之材不世、妙善之技不伝也。

「李善注」は、「妙善」の語の引證として、「莊子」および「郭象注」を挙げ、「鈔」「五家（李周翰）注」は、「賞心」「妙善」の意味を説明する。これに対して陸善経注は、「新論」から「妙善」の用例を引いてくる。

このように「陸善経注」は、「鈔」「五家注」と同じような形式の注であり、「李善注」のような用例の引證による形式は採らなかつた。おそらく、当時、すなわち開元・天宝の頃、「李善注」の形式はわかりにくいということになっており、初め陸善経らが集賢院で施注の方法について検討した際に、「李善注」方式にしないで「鈔」「五家注」方式を採ることにしたものであろう。

このように「陸善経注」は、語句の解釈と文意の説明、及び用例などの引證を併用した「文選」注であったが、「集注文選」に引かれている「陸善経注」を見て感じられることは、要点をしぼっての簡略な注、ということである。

しかし其の点については、集注本編者によって簡略にさ

れたのではなからうか、ということが考えられる。例えば集注本に引用されている「五家注」の場合をみるに、「六臣注文選」「五臣注文選」所収の現行の「五臣注」よりも簡単になっている。すなわちそれは、「五家注」の内容のうち、既に「李善注」や「鈔」において説明されていることについては、集注本の編者が重複を避けて省いたためである。例を挙げてみよう。集注本卷第八、左太沖「三都賦序」の五臣注について、集注本と六臣注本である袁本を比べてみると、次のようである。まず正文、つぎに五臣注を、袁本、集注本の順に挙げる。

○左太沖

（袁）向日、臧榮緒晋書云、左思字太沖、齊國人也、少博覽文記、作三都賦、構思十年、門庭藩溷、皆著紙筆、遇得一句、即疏之、徵為秘書、賦成、張華見而咨嗟、都邑豪貴、競相伝写、三都者、劉備都益州号蜀、孫權都建業号吳、曹操都鄴号魏、思作賦時、吳蜀已平、見前賢文之是非、故作斯賦、以辨衆惑、

（集）呂向日、三都者、劉備都益州号蜀、孫權都建業号吳、曹操都鄴号魏、思作賦時、吳蜀以平、見前賢文之是非、故作斯賦、以辨衆惑也、

もともと五臣注にあった「臧榮緒晋書」の文は、已に李善注に引かれているために、重複を避けて集注本では省かれている。

○楊雄曰、詩人之賦、麗以則、

(袁) 銑曰、美麗有法則、

(集) 張銑曰、美麗有法則、

李善注にも、鈔にも、この説明は無いので、そのまま載せた。

○見緑竹猗猗、則知衛地淇澳之産、

(袁) 良曰、詩衛風云、瞻彼淇澳、緑竹猗猗、

(集) なし。

已に李善注に、「毛詩衛風曰」として此の詩が引かれているので、集注本は五臣注を省いた。

○見在其版屋、則知秦野西戎之宅、

(袁) 濟曰、詩秦風云、在其版屋、乱我心曲、

(集) なし

已に李善注に、「毛詩秦風曰」として此の詩が引かれているので、集注本は五臣注を省いた。

○仮称珍怪、以為潤色、

(袁) 銑曰、潤其文章、使有光色、

(集) 張銑曰、潤其文章、使有光色也。

李善注には此のような説明は無いので、省いていない。

○若斯之類、匪番于茲、

(袁) 向曰、匪番、言多也、

(集) なし

李善注に「斯珍怪之流、弗番如此、言尚多也」という注が

あるので、五臣注の方は省くことにした。

○且玉卮無当、雖宝非用、

(袁) 向曰、卮酒器也、当底也、且有玉器無底、雖是宝物、終不堪用、

(集) 呂向曰、且有器無底、雖曰宝物、終不堪用也、

「卮酒器也、当底也」は古注(基母遽注)に「卮酒器也、当底也」とあるので省いた。

○侈言無驗、雖麗非經、

(袁) 濟曰、侈大也、經常也、若大言而無徵驗者、雖華麗不可以為常、

(集) 呂延濟曰、侈大、經常也、若大言而無徵驗者、雖

華麗不可以為常也、

李善注、鈔には、このような説明は無いので、そのまま載せた。

○而論者莫不詆訶其研精、作者大氏拳為憲章、

(袁) 良曰、詆訶、訶拳也、大氏猶大都也、言以其有研精之処、莫敢呵責拳發之、大都仍拳以為法則、

(集) 劉良曰、訶拳也、大氏猶大都也、言以其有研精之処、莫敢呵責拳發之、大都仍拳以為法則也、

「詆訶」は、李善注に「説文曰、詆訶也」とあるので、省いた。

○積習生常、有自来矣、

(袁) 翰曰、言習常已久、

(集) 李周翰曰、言習常已久也、
李善注、鈔には、そのままの注は無いので省かなかつた。

○余既思摸二京而賦三都、
魁梧長者莫非其旧、

(袁) 銑曰、摸法、稽考、志記也、魁梧猶大德也、

(集) 張銑曰、魁梧猶大德也、

李善注に「声類」曰、摸法也。「孔安国尚書伝」曰、稽考也。「周礼鄭玄注」曰、志記也」とあるので、五臣注の其の部分は省いた。

○且夫任土作貢、虞書所著、辯物居方、周易所慎、

(袁) 翰曰、虞書伝、任土作貢、易曰、君子以辨物居方、

令物各当其所、故常慎之、

(集) なし。

基母遼注に「虞書」と「周易」の文が、また鈔に「周易注」(令物各当其所)が引かれているために、五臣注は全て省いた。

○聊举其一隅、撮其体統、帰諸詁訓焉、

(袁) 銑曰、詁訓、古言也、举一隅、撮取其体裁統理、

皆帰諸古人之言、

(集) 張銑曰、言举一端、撮取其体裁統理、皆帰諸古人之言也、

李善注に「説文曰、詁訓、古言也」とあるので、集注本では其の部分だけ省いた。

以上のように五臣注の場合は、既に古注、李善注、鈔に

おいて説明されていることは、集注本編者によって省かれている。

「鈔」についても、既に「文選集注所引「鈔」について」

(「日本中国学会報」第二九集)において述べたごとく、李善注との重複は、できるだけ避けるように編集されていたが、「鈔」の場合は本来の目的が李善注の補足という点にあつたようであるから、重複は本来、それほど無かつたと考えられる。

このようなわけで集注本の編集方針は、李善注を主として、それに続く「鈔」「音決」「五臣注」「陸善経注」については李善注との重複部分は省く、というものであつたようである。従つて「陸善経注」についても、同じ原則にしたがつて処理されたはずである。

因に、右に挙げた「三都賦序」においては「陸善経注」は、五箇所だけに引かれている。すなわち、

○三都賦序

陸善経曰、旧有基母遼注、

○蓋詩有六義焉、其二曰賦、

陸善経曰、周官文也、

○故能居然而辯八方、

陸善経曰、居然猶安然也、

○而論者莫不詆訐其研精、作者大底举為憲章、

陸善経曰、論者莫有詆毀攻訐其事、遂共訐為研精、作者

便取以為法式也、

○且夫任土作貢、虞書所著、辯物居方、周易所慎、

陸善経曰、尚書禹貢、古文為夏書、今文為虞書也、

陸善経は「三都賦序」についてはただ五箇所だけに注を付けた、というのではあるまい。もっと多くの注が付けられていたけれども、古注、李善注、鈔、五臣注などの内容と重複するために、省かれたのであろう。勿論右に挙げた陸善経注は、その前に置かれている諸注の内容と重複はしていない。

以上のようなことから、陸善経注は本来はもっと詳しい注であったが、注の重複は避けるという集注本の編集方針のために、李善注ほか諸注と同じ内容の部分は省かれたために、今見るような簡略なものとなったのである。

それでは集注本の編者は、陸善経注に省略の手を加える際に、どの程度の重複を認め、或は認めなかったのであろうか。以下、その点を説明してくれそうな条を見てみよう。

○悉召故人父老子弟佐酒、（卷五六、漢高祖「歌」）

五臣（張銑）注：佐酒、助飲酒也、

陸善経注：佐酒、助行酒也、

「助飲酒」も「助行酒」も、それほど違いは無いが、編者は陸善経注を省いていない。

○支離覆逆之数、（卷九四上、夏侯湛「東方朔画賛序」）

李善注：「莊子」曰、支離疏、鼓箠播精、足以食十人、

陸善経注：「莊子」云、支離疏、鼓篋播精、足以食十人、

説者以為卜筮也、

「莊子」人間世篇の文であるが、陸善経注の「説者以為卜筮也」は陸善経が付したものだ。

○其道猶龍、（卷九四上、夏侯湛「東方朔画賛序」）

李善注：「莊子」曰、孔子見老聃、弟子問曰、夫子見老聃、亦何規哉、予有何規於老聃哉、

陸善経注：「史記」曰、孔子謂弟子曰、吾今日見老子、其猶龍耶、

同じような内容であるが、「莊子」と「史記」と、引用書が異なるために、編者は陸善経注を省くことはしないで両方を載せたようである。

以上のように集注本の編者は、解説文が一字違っているも省略はしないし、引文の内容が異なっておれば、同じ書からのものでも省略はしていない。また、同じような内容であっても引用書が異なっている場合は両方を載せている。このように集注本の編者は、かなり厳密な作業をしているようである。がしかし、その方針が全ての巻に徹底して行われているというのではなく、時に前注と重複していることもある。編者のミスであろうが、やはり何事にしても完璧を期することは難しいものである。

ここで、陸善経注は「鈔」のような李善注補足という性格の文選注であったのか、それとも「五臣注」のような従

来の文選諸注をふまえたうえでの総合的な文選注であったのか、という問題について、まとめをしておこう。既に述べてきたように、集注本に収められている陸善経注が簡略化されたものであるならば、その元の注は李善注補足でも五臣注補足でもなく、総合的な文選注であつたらうと推測される。また、既に述べた「二、『文選』注について」において引用した韋述の「集賢注記」に、

開元十九年三月、蕭嵩奏す「王智明、李元成、陳居を以て、『文選』に注せしめん」と。是れより先、馮光震は勅を奉じて（集賢）院に入り、『文選』を校し、『李善の旧注は精ならざるを以て、改めて注せんことを請ふ』と上疏す。之に従ひ、光震は自ら注して数卷を得たり。嵩は、先代の旧業なるを以て、其の功を就さんと欲し、奏して智明らをして之を助けしむ。明年五月、智明、元成、陸善経をして、専ら『文選』に注せしむるも、事は竟に就らず。

のように記されているのによれば、陸善経が参加していた「文選」施注は、初め馮光震の「李善の旧注は精密でないから改めて注をしたい」という上疏によるものであつたし、また其の事業を継承した蕭嵩は昭明太子六世の子孫であつたから、李善注補足のようなことは考えず、将来に伝えるべき総合的な「文選」注を計画していたに違いない。そして陸善経注は途中で挫折したこの計画を継いだものであ

るから、最初の方針にそつたものであつたはずである。

3、「陸善経注」の内容について

「陸善経注」は以上のごとく、語釈に引書、それに解説をまじえた、総合的な文選注であつたが、その注の内容をもう少し説明すると、

① 語句を解釈する。

* 辞書的な解釈をする場合。

* 典籍を引用して証明する場合。

② 文の意味を説明する。

③ 字句の異同の指摘。また是非を判断する。なお、時に音注も見られる。

というものであるが、全体的に見て、前代の諸注を意識しながらの施注という感じが、強くする。李善注、鈔、音決、五臣注など、或はそのほかにも文選注があつたかもしれないが、それら全てに目を通し、検討を加えた上での施注であろうから、それも当然のことであろう。以下、具体的に例を挙げながら、注の内容を見てみることにする。

なお陸善経注の内容については、既に藤井守氏の「文選集注に見える陸善経注について」（広島大学文学部「紀要」第三七号）に、特に李善注との関係を中心にまとめてあるので、ここでは右の①②③にそつて例を挙げるにとどめる。

① 語句の解釈をする。

○ 祁祁大邦、惟桑惟梓、（卷四八下、潘尼「贈陸機出為吳王郎中令」）

李善注：「毛萋」曰、祁祁、衆多也、

鈔：祁、大也、

陸善經注：祁祁、安和貌也、

「祁祁」という語の解釈が、李善注、鈔の解釈と異なっている。

○ 平楚正蒼然、（卷五九下、謝朓「郡內登望」詩）

李善注：「說文」曰、楚、叢木也、

鈔：楚、即草中木之翹秀也、

陸善經注：楚、木名、

「平楚」の「楚」の解であるが、陸善經注は、李善注、鈔に対して、どうしても注をしなければいけないからしたような、意味の無い注のように思う。

○ 挽歌（卷五六、挽歌）

李善注：「譙周法訓」曰、挽歌者、高帝召田橫、至尸

鄉自殺、從者不敢哭、而不勝哀、故為此歌、以寄哀音焉、

五臣（李周翰）注：田橫自殺、從者為悲歌、以寄其情、

其後広之、為薤露・蒿里歌、以送喪也、至李延年、分為二等、薤露送王公貴人、蒿里送士大夫庶人、使挽柩者歌之、因呼為挽歌矣、

陸善經注：「左伝」云、公孫夏命其徒、歌虞殯、注曰、

送葬歌曲也、則古已有其事、非起田橫也、

「挽歌」の起源について、李善注、五臣注は田橫に關係させて説くが、陸善經注は「左伝」（哀公十一年）を根拠として、田橫に起こることを否定する。

○ 公叔畢命於西秦、（卷六八、曹植「七啓」）

李善注：公叔、未詳、

鈔：「戰國策」有公叔畢命事、未詳、

陸善經注：公叔、書伝所不載、或云、荆軻、字公叔、

刺秦王不中而死、故云「畢命」、

「公叔」とは誰のことか、李善注と鈔は「未詳」とするが、陸善經注は何とかしてはつきりさせようと、執念をもやしている。陸善經は、諸注、とりわけ李善注に「未詳」と記すものについては、常にそのようである。もう一例、挙げると、

○ 若此仲山周旦、為皆有魯耶、（卷七九、楊脩「答臨

淄侯牋」）

李善注：「毛詩」序曰、七月周公遭變、陳王業之艱難、

然詩無仲山父作者、而有吉父美仲山父之德、未詳、

德祖何以言之也、

李善は「仲山父の作った詩は無いのに、楊徳祖は何故、仲山父が詩を作ったように言ったのだろうか。未詳」と疑問を提出しているが、これに対して「鈔」は、

周公作「鷓鴣」詩、仲山甫作「周頌」、此二人是古之聖賢、各有詩頌、

仲山甫は「周頌」を作ったのだと言う。また五臣（張銑）注も、

仲山甫作周頌、

仲山甫は「周頌」を作ったと言う。（張銑の注は、その前にある「鈔」と同じ内容であるために、集注本では省かれている）。

そうして「陸善経注」は、

詩曰「肅肅王命、仲山父將之、邦国若否、仲山父明之」

此吉甫美仲山甫之德、故通呼為仲山甫詩、

大雅・烝民の詩を挙げて、「尹吉甫が仲山甫の徳を讃えた詩を、ここでは仲山甫の詩と見為しているのだ」と説いている。

②文の意味を説明する。

一語ではなく、一句一文についての説明であるが、ここでも陸善経注は前代の諸注に対して批判的である。

○三秋猶足収、万世安可思、（卷五六、陸機「挽歌」）

李善注：「毛詩」曰、一日不見、如三秋兮、

陸善経注：一日不見、如三秋兮、「猶足収」言雖経久時、

会収尽、猶可相見、死則無相見期、万世永絶、

安可思也、

「三秋」について、李善注は「毛詩」王風・采芣の句を引いているが、陸善経注は、李善注に続けて、李善が注をつけていない「猶足収」の説明を行っている。

○悔相道之不察兮、延佇乎吾將反、回朕車以復路兮、及行迷之未遠、（卷六三、屈原「離騷」）

王逸注：言己自悔恨、相視事君之道、不明審察、若比干

伏節死義、故長立而望、將欲還反、終己之志也、

陸善経注：以君不察己之忠言、遷延佇立、欲自引退、故

取反迷、以為興也、

李善注の方は「身を引こうとしている自分の誤りに気づいて、王の許に返ろうとする」と解釈するのであるが、陸善経注は「主君が己の忠言を察してくれないから、私は身を引こうとするのだ」と解している。

○長驅河朔、電擊壤東、（卷九八、陸機「漢高祖功臣頌」）

李善注：「漢書」曰、秦將王離困鉅鹿、（曹）參擊王離

軍成陽南、大破之、又擊三秦軍壤東、破之、

陸善経注：「史記」曹參從入漢中、還擊三秦軍壤東、魏

豹反、參以仮丞相、別与韓信、東攻魏破之、從

韓信破趙下齊、長驅河朔、謂之也、

「長驅河朔」について、李善注は、曹參が高祖に従って河北の地を転戦したことを言うとするが、陸善経注は、その後、曹參が韓信に従って趙・齊を破ったことをいうとする。

李善が「漢書」を引けば、それならこちらは「史記」で、

という気持ちがあるようであるが、それは別として、ここは話の順序からいって李善注の方が是であろう。

③字句の異同の指摘

○躬腠胝無腋、膚不生毛、（卷八八、司馬相如「難蜀父老」）

陸善経注：一本無腠字、

「腠」字は一本には無い、という。「胝」は、皮膚のこと。

○燮燮涼葉奪、戾戾颯風举、（卷六一下、江淹「雜體詩」（張協））

陸善経注：奪、当為脱、因借音而誤也、

「奪」字は、同音のために誤ったのであり、「脱」に改めるべきであるという。

○圉守鄴城、則將軍蘇游反為内応、（卷八八、陳琳「檄吳將校部曲文」）

李善注：魏志曰、（袁）尚攻（袁）譚、留蘇由守鄴、公

進軍到園水、由降、游与由同、

陸善経注：魏志、為此由、恐誤也、

袁尚の將軍「蘇游」について、「魏志」では「蘇由」となっているが、李善は「游は由と同じ」とする。しかし陸善経は「魏志」が「由」に作っているのは誤りであろう」と、李善の意見に反対している。しかし、別に根拠は示していない。

陸善経注の各条について、特に問題のあるものに関して、「文選雜識」（第一冊〜第六冊）に記しておいたので、ここではこれくらいにしておく。

以上、陸善経注の内容について例を挙げてみたが、彼は李善注をはじめとする、それ以前の文選注を踏まえたうえで、自分の判断を示しているようである。諸説を参考にしているために、妥当な結論が出されている所もあるが、しかし、別解や異説を考えすぎ、また反論に急なあまりに、行き過ぎた点も目につく。陸善経注の性格は、そのあたりにあると言えるのではなからうか。